

転ばぬ先の杖 でももし転んだら

温泉編 と 相続編

内出血対処法とは？ 転ばぬ杖とは？



めっきり寒くなりました。

また 冬がやってきます。

冬は、転ばないように十分注意して歩きます。

最近 転倒されたお客様が数名いました。内出血対策を伺いました。

『転ばぬ先の杖』という格言がありますが、相続対策にもあてはめてみました。

（その1）転んで 内出血ができた あなたは 直ぐに 揉みますか。

内出血はその後の対処方が大切。はじめは揉まないで患部を冷やします。

3日目ごろからは、温めたり、患部を揉んだりします。

知人の体験談でも、転んでできた内出血を直ぐに揉んだら、広がってしまったとのこと。

それを聞いてた人がその後に転んだ時、上記の対処法を行なったそうです。

（その2）3日目からの温泉治療 ロダン君のお勧めする建寧温泉は？

できれば、ぬるい温泉にじっくり(1回1時間程度)入浴できる温泉。

県内では、①長岡インター近くの『寺宝(ほうじ)温泉』が新潟市から近い。

② 越後川口インター近くの『えちご川口温泉』の露天の源泉100%もお勧めします。

(この源泉は、アトピーに効くとの情報があります。)

③ 小出インター流出、『栃尾又温泉 自在館』もいいが、冬の降雪時は運転にご注意を！

（その3）3日目からの温泉治療 県外(福島県内)のお勧め温泉は？

① 磐梯熱海インター近くの『磐梯熱海温泉 湯本元湯』 又は 少人数なら『永楽館』

② 会津若松インター流出 熱塩温泉の先『日中温泉 ゆもとや』

(日帰り入浴は、2時間程度、事前に電話確認してください。0241-36-2266)

③ 会津坂下インター流出 車40分『金山町温泉保養施設 せせらぎ荘』

（その4）相続の転ばぬ先の杖とは …… 現金編

『相続が発生すると、預金の下せなくなる』と人から教えてもらった方が、相続開始の直前（場合によっては、数年前から多額の現金を引き出す方が増えてきました。）

『相続税申告は、相続時点での預貯金残高で申告すれば良い』と思っている人も多く、数千万円の現金を引き出し保管している方もおいでです。

このような場合、『預金から引き出した現金を、相続財産として申告する必要があります』と説明すると、大変驚かれます。（税務署を甘く見てはいけません。）

相続の転ばぬ先の杖とは、この説明をちゃんと説明してから相続税申告を作成することではないでしょうか！

（その5）相続の転ばぬ先の杖とは …… 相談編

財産に、借入金がない場合には、納付する相続税を一度に収める必要があります。

この資金繰りは、なくても困り、ありすぎると遺産分割で悩みます。

この場合の転ばぬ先の杖は、贈与や収益不動産の法人化などの対策が杖となりますが、多くの場合、見込相続税が少なくなることに注目が集まります。

本当の杖は、収益不動産を細かく分析、家族構成と将来的ビジョンを伺いながら、話し合っ対策を決めることではないでしょうか。

万代つばさグループ代表
発行者 八百板 誠

（ 税理士法人 万代つばさ 代表社員税理士 ）
（ 八百板誠行政書士事務所 ）

事 務 所 ： 新潟市中央区下大川前通7ノ町2230番地 （8階建の1階奥です）

025（228）4697

編集者より 記事は独自の調査分析により書き上げております。

明示、黙示にかかわらず、発行者（当事務所）がこれを保証するものではありません。